

特定漁港漁場整備事業計画書
(水産流通基盤整備事業)

(第2回変更)

いと糸 まん満 地 区

沖 縄 県

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由

糸満漁港は、沖縄県内唯一の第3種漁港として、昭和48年から本格整備が開始された流通拠点漁港である。

当漁港は、台風や冬季風浪による避難水域の暴風対策、産地市場の移転・統合による流通機能の高度化を図るため、防風柵の設置や高度衛生管理型荷さばき施設の整備を進めてきたところである。

今回、本事業の実施にあたり、令和4年10月産地市場の泊漁港から本漁港への移転に伴う利用漁船の増加等に対応した施設整備について、関係者との調整が整ったことから、以下の事項について計画を変更する。

(① 北地区 第2防波堤(改良)の追加)

当地区では、船置場での防風対策として防風柵の検討をしていたが、防風柵の配置について関係者との調整が整ったこと、及び既設防波堤の安定計算の結果、杭頭の変位量の低減を図る対策が必要であることから、第2防波堤(改良)を追加する。

(② 北地区 波除堤(L)(北)の追加)

当地区では、漁船上下架時の船揚場の前面泊地の静穏性を改善する目的から波除堤整備を検討していた。今般、接続する取付護岸の配置決定に伴い、当該施設についても地元漁協との調整が整ったことから、波除堤(L)(北)を追加する。

(③ 北地区 道路(J)の計画延長の増工)

当地区では、船揚場敷を保護する目的から取付護岸整備を検討していた。今般、接続する取付護岸の配置決定に伴い、道路(J)の計画延長を55.0mから78.0mに変更する。

(④ 北地区 取付護岸の追加)

当地区では、船揚場敷を保護する目的から取付護岸整備を検討していた。今般、取付護岸の配置について、関係者との調整が整ったことから、防風柵付きの取付護岸を追加する。

上記については、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林水産省令第47号）第1条の六第二号のイ「基本施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更」及びロ「機能施設のうち輸送施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更」に該当することから、計画の変更を行う。

2 変更後の目的

目的

(1) 地域の特徴

沖縄県は、我が国最南端の熱帯性海域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに点在する160の島々からなる海洋島しょ県であり、近海を通る黒潮の影響を大きく受けた好漁場に囲まれている。また、沿岸域はサンゴ礁やマングローブが発達し、多様な環境条件に多種多様な生物が育まれている。

糸満市は、県都那覇市から南へ約12kmに位置する沖縄本島最南端の市である。人口61,007人・23,272世帯(R2国勢調査)が暮らす都市で、人口・世帯数とも増加基調で推移している。第一産業に加えて、工業団地整備に伴う製造業、都市化や観光の産業化に伴う商業・サービス業が拡大し、多様な産業を持つ地域となっている。特に漁港のある糸満地区における漁業の歴史は長く、現在でも糸満ハーレーや旧正月等の漁業に関する催事が行われるなど、「漁業のまち」として認知されている。

糸満漁港は、沖縄県内唯一の第3種漁港として、昭和48年から沖縄県水産業の流通拠点として整備が進められてきた。同漁港は市の中心市街地の西側に位置しており、旧市街地で狭隘な道路と高密度な家屋が立地するなど、昔ながらの港町としての風景を呈している中地区と南地区の他、本土復帰後の昭和47年度以降に埋め立て整備が進められた北地区の3地区に分けられている。

糸満漁港では、広大な用地や水域を有し、空港や主要消費地である那覇市へのアクセスも良いことから、今後、本県における新たな水産業振興施策を図っていく上で十分なポテンシャルを有している。

(2) 水産業の沿革と現状

糸満漁港は、沖縄本島南部に位置し、同漁港を利用とする漁業者により古くから南方海域へ出漁するなど、本県有数の漁業活動の拠点として栄えてきた。

平成4年に4,300tを記録した属地陸揚量は、国際的な漁業規制の強化等で遠洋漁業は衰退し、近年では1,800t程度で推移している。遠洋漁業からの転換を図ってからは、主に浮漁礁を利用した沖合でのマグロ延縄漁やひき縄、イカ釣漁が行われているほか、沿岸の珊瑚礁漁場での建干網、潜水、刺網等の浅海漁業、モズク等養殖漁業が行われている。

現在、水産物の陸揚げやセリは北地区にある荷さばき施設で行っているが、施設の老朽化や構造上等の課題から十分な衛生管理がなされていない状況にある。近年の食の安心・安全に関する消費者ニーズの高まりや販路拡大に向け、水産物の流通強化へ向けた対応が求められている。

(3) 漁港漁場整備の沿革と役割

糸満漁港は、沖縄県唯一の第3種漁港であり、本土復帰した昭和47年度以降、沖縄振興開発計画に基づき本格的な整備が始まった。その際、糸満漁港は、広く県外船も対象とした本県周辺海域を主漁場とするマグロ漁業の前進基地として位置付け、圏域最大の流通拠点としてこれまで整備が進められてきた。

また、漁港周辺には、西崎工業団地が形成され多くの水産加工場が立地しているほか、宿泊や飲食・産物販売機能が集積し、県内の水産業の中心的・前進的な役割を果たしている。

さらには、まちづくりに寄与する市民に開かれた都市型ふれあい漁港を目指し、漁港区域内にフィッシャリーナや人工ビーチを整備してきたところであり、水産振興はもとより、多面的な役割を担っている。

(4) 当該事業計画の目的

①産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

全国的に産地市場の統合による効率化や水産物の衛生管理等の流通機能高度化による取り組みが進む中、まぐろ類の一大生産拠点漁港である泊漁港においては、荷さばき施設の老朽化が顕著であるほか、作業スペースの不足により適切な作業動線が確保出来ず十分な衛生管理対策が行えない状況にある。また、港内の敷地や水域が非常に狭隘な環境下にあるなどの課題を抱えている。

沖縄県漁業協同組合連合会地方卸売市場（泊漁港）を糸満漁港へ移転・統合することに併せて、高度衛生管理型荷さばき施設の新設や加工場集積ゾーンの設定による一貫した高度衛生管理体制の構築により、市場統合後の水産物の取扱量の増加への対応、安心・安全かつ高品質な水産物の供給、輸出促進による販路拡大が可能となるよう、流通機能の高度化を図る。

また、現在、北地区の休憩岸壁へのアクセスは道路が未舗装のため、走行性が悪い状況にある。市場統合による他漁港からの利用漁船数の増加に伴い、車両の増加による安全性の確保が課題となっている。道路整備による休憩岸壁へのアクセス性の向上により、漁業活動の効率化を図るとともに、利用漁船の増加に対応した船揚場等の整備を行い、漁業活動の効率化を図る。

②海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

本県は台風の常襲地帯であることから、水産物の安定供給を図るためには流通拠点漁港における漁船の安全係留機能の確保が非常に重要である。糸満漁港北地区においては、一帯が広大な埋め立て地にあり、風を遮る建物が無いことから、台風来襲時において強大な暴風が吹きさらしている状況である。

これまで、北地区においては平成3年の台風17号による多大な漁船被害が生じたことを踏まえ、港内静穏度向上のための波除堤整備を進め、水域に進入する波高の低減がなされたところであるが、依然として風対策が改善されておらず、風により漁船が大きく動揺することで、たびたび漁船同士や岸壁等との衝突による被害が生じていることから、安全係留を可能とするための防風対策を講じる。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	糸満地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	沖縄県	関係市町村名	糸満市、那覇市
地域指定	沖縄振興特別措置法に基づく地域指定		
整備対象漁港名	糸満漁港 泊漁港	整備対象漁場名	——

ハ 変更後の位置図

位 置 図



二 当該地域の水産業の現況、課題及び整備方針

圏域の考え方と漁港の役割

(1) 圏域の考え方

本県における水産物流通形態は7圏域にゾーニングされており、うち糸満圏域は、県内最大規模で唯一の第3種漁港である糸満漁港を流通拠点とし、県都那覇市を含めた本島中南部8市4町9村、16漁協、24漁港からなる。

当圏域では、本県の主要な水産物であるまぐろ類やいか類の陸揚げ拠点となる糸満漁港や泊漁港を中心に、その漁場開発の前進・避難基地となる南大東漁港の他、沿岸ものを取り扱う漁港などによる本島中南部の一大消費地への流通経路を一括りとしている。

(2) 圏域における役割

糸満漁港においては、県内外に広域的な利用がなされる流通拠点漁港であり、県下最大の敷地や水域を有することから、新たな水産業振興に向けた取り組みを広く可能とするポテンシャルを有している。

今般、沖縄県漁業協同組合連合会の産地市場機能を糸満漁港へ移転・統合することが決定したことに伴い、集出荷能力を高めるとともに、安全・安心な水産物の供給を求める消費者ニーズへの対応や輸出拡大等による販路拡大を可能とする、水産物の生産から出荷までの一貫した高度衛生管理体制を構築することで、流通機能の高度化を図ることとしており、今後とも、県下最大かつ最重要な流通拠点漁港としての役割を担っていくこととなる。

当該地域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

①現況と課題

全国的に産地市場の統合による効率化や水産物の衛生管理等の流通機能高度化による取り組みが進む中、まぐろ類の一大生産拠点漁港である泊漁港においては、一大消費地である那覇市に位置する利点がある一方で、狭隘かつ老朽化した荷さばき施設での非効率な陳列作業や不十分な衛生管理が課題となっている。また、港内の敷地や水域が非常に狭隘な環境下であり、現状の港勢を維持したままでは、再整備による衛生管理対策が限定的であるとともに、一連の流通機能の高度化が見込まれない状況にある。

さらに、北地区の休憩岸壁へのアクセスは道路が未舗装であることから、走行性が悪いことに加えて、市場移転による利用漁船の増加に伴い、通行する車両の増加に対応した安全対策など、アクセス性の向上が課題となっている。また、大型漁船等が上架可能な船揚場等がないため、漁業活動の支障となっている。

②整備方針

今般、沖縄県漁業協同組合連合会の産地市場機能を広大な糸満漁港へ移転・統合することが決定したことに伴い、糸満漁港が有するポテンシャルを最大限に活用し、流通機能の高度化を図る。

市場統合後の水産物の取扱量の増加や、近年の食の安全・安心に関する消費者ニーズの高まりや輸出促進による販路拡大に対応すべく、高度衛生管理に対応した荷さばき施設を整備するとともに、陸揚げから出荷までの一貫したコールドチェーンの構築を推進するため、漁港施設用地の利用再編による加工場集積ゾーンを新たに設け、その利用推進のための用水・排水施設を整備する。

また、北地区の休憩岸壁背後の道路敷について舗装等を行うことでアクセス性を向上し、港内における車両の移動時間を短縮するとともに、大型漁船等に対応した船揚場や護岸及び道路等の関連する施設を整備し、漁船の維持補修費用の低減を図る。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

① 現況と課題

本県は台風の常襲地帯であることから、第3種漁港として広く県内外船を受け入れている糸満漁港における漁船の安全係留機能の確保は非常に重要である。北地区においては、一体が埋め立て地となっており、台風や冬期の荒天時においては、避難水域において風を遮る建物が無いことから、強大な暴風が吹きさらしている状況である。漁船が大きく動揺することで、たびたび漁船同士や岸壁等との衝突による被害が生じることから、漁業者は避難係留時の暴風が吹き荒れる危険な条件下での頻繁な点検・見回り作業等を行うなど、非効率な作業を強いられている。

② 整備方針

北地区の避難水域及び新設する船揚場における防風対策として、波除堤及び岸壁等に防風柵を設置し、船舶の安全係留を可能とすることで、漁船被害の防止や漁業活動の効率化を図る。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(現況)

(令和元年当初)
令和3年現在

糸満漁港 (第3種)	属地陸揚量 (1,992) トン 1,581 トン	属地陸揚金額 (1,595) 百万円 1,371 百万円	属人漁獲量 (1,033.8) トン 910.7 トン
	登録漁船隻数 (208) 隻 214 隻	利用漁船隻数 (333) 隻 328 隻	漁船以外利用船舶隻数 (200) 隻 116 隻
	主な漁業種類 まぐろはえ縄、いか釣り、 集魚灯、深海一本釣り		主な魚種 まぐろ類、いか類、しいら類
整備対象 漁場全体 ※該当なし	受益戸数 (受益者数) 戸 (人)	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名 総 数	隻 隻

(将来見通し)

(目標年：令和11年)
目標年：令和13年

糸満漁港 (第3種)	属地陸揚量 (5,067) トン 4,570 トン	属地陸揚金額 (3,803) 百万円 3,274 百万円	
	登録漁船隻数 (273) 隻 279 隻	利用漁船隻数 (428) 隻 427 隻	漁船以外利用船舶隻数 (185) 隻 161 隻
整備対象 漁場全体 ※該当なし	受益戸数 (受益者数) 戸 (人)	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名 総 数	隻 隻

将来見通しの考え方

(属地陸揚量)

直近5ヶ年において横ばいで推移していることや、本事業の整備に泊漁港から移転する漁船数の増加を考慮し、増加予測とした。

(属地陸揚金額)

直近5ヶ年において横ばいで推移していることや、本事業の整備に泊漁港から移転する漁船数の増加を考慮し、増加予測とした。

(登録漁船隻数)

直近5ヶ年において横ばいで推移していることや、本事業の整備により、泊漁港から移転する漁船数の増加分を相関係数等により算定し、増加予測とした。

(利用漁船隻数)

直近5ヶ年において横ばいで推移していることや、本事業の整備により、泊漁港から移転する漁船数の増加分を相関係数等により算定し、増加予測とした。

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名	
沖縄県	糸満漁港	第3種	沖縄	沖縄県	沖縄県	
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和6年4月第2回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
外郭施設	第2防波堤	m	L = 0.0	m	L = 246.3	① 改良(防風柵含む)[北地区]
	第1波除堤	m	L = 79.9	m	L = 79.9	② 改良(防風柵)[北地区]
	第2波除堤	m	L = 150.0	m	L = 150.0	③ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(B)	m	L = 35.1	m	L = 35.1	④ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(C)	m	L = 80.0	m	L = 80.0	⑤ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(D)	m	L = 26.0	m	L = 26.0	⑥ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(E)	m	L = 129.0	m	L = 129.0	⑦ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(F)	m	L = 200.1	m	L = 200.1	⑧ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(G)	m	L = 149.8	m	L = 149.8	⑨ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(J)	m	L = 40.1	m	L = 40.1	⑩ 改良(防風柵)[北地区]
	波除堤(L)	m	L = 0.0	m	L = 40.0	⑪ 新設[北地区]
係留施設	-4.0m岸壁(1)	m	L = 103.8	m	L = 103.8	⑫ 改良(防風柵)[北地区]
	-4.0m岸壁(2)	m	L = 103.8	m	L = 103.8	⑬ 改良(防風柵)[北地区]
	-3.5m岸壁	m	L = 82.3	m	L = 82.3	⑭ 改良(防風柵)[北地区]
	-3.0m岸壁(1)	m	L = 229.8	m	L = 229.8	⑮ 改良(防風柵)[北地区]
	-3.0m岸壁(2)	m	L = 83.8	m	L = 83.8	⑯ 改良(防風柵)[北地区]
	船揚場(1)(北)	m	L = 39.5	m	L = 39.5	⑰ 新設(防番施設,防風柵含む)[北地区]
	南船揚場(1)(南)	m	L = 160.6	m	L = 160.6	⑱ 改良(先端改良)[南地区]
	取付護岸	m	L = 0.0	m	L = 130.0	⑲ 新設(防風柵含む)[北地区]
水域施設	-2.5m泊地	m ²	A = 1,600.0	m ²	A = 1,600.0	⑳ 新設[北地区]
輸送施設	道路(1)	m	L = 965.0	m	L = 965.0	㉑ 新設[北地区]
	道路(J)	m	L = 55.0	m	L = 78.0	㉒ 延伸[北地区]
漁港施設用地	用地	m ²	A = 395.0	m ²	A = 395.0	㉓ 新設[北地区]
機能施設	荷さばき施設	式	N = 1.0	式	N = 1.0	㉔ 新設(高度衛生管理型)[北地区]
	用水・排水施設	式	N = 1.0	式	N = 1.0	㉕ 新設(上水道管路敷設)[北地区]

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名	
沖縄県	泊漁港	第2種	沖縄	沖縄県漁業協同組合連合会	沖縄県	
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和6年4月第2回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
機能施設	荷さばき施設	式	N = 1.0	式	N = 1.0	㉖ 除却

(漁場施設)

※該当なし

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	(令和元年度) 令和元年度	完了予定年度	(令和9年度) 令和9年度
--------	------------------	--------	------------------

ハ 計画平面図

※別紙参照

4 変更後の事業費に関する事項

計画事業費	変更前の計画事業費 4,395 (百万円)	令和6年4月第2回変更 5,000 (百万円)
-------	--------------------------	----------------------------

5 変更後の効果に関する事項

1. 主な水産施策別の事業効果			
<p>①産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>市場統合後の水産物の取扱量の増加や、近年の食の安全・安心に関する消費者ニーズの高まりや輸出促進による販路拡大に対応すべく、高度衛生管理に対応した荷さばき施設等の整備による一貫したコールドチェーンの構築により、水産物が衛生的に取り扱われることで、品質の向上や魚価安定に寄与する。</p> <p>また、道路整備により、休憩岸壁へのアクセス性が向上することで、漁業活動の効率化が図られる。さらに、大型漁船等に対応した船揚場や関連施設の整備により、生産コストの削減が図られる。</p> <p>②海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>避難水域及び船揚場(1)(北)における防風対策として波除堤及び岸壁等に防風柵を設置し、安全係留を可能とすることで、漁船被害の防止による耐用年数の向上や、漁船の見回り作業時間の短縮など、漁業活動の効率化が図られる。</p>			
2. 地域に与える影響			
<p>糸満漁港の今後の整備により、良好なウォーターフロントが確保されていくことで、単に漁業者のみならず、造船業、水産加工業や観光拠点として様々な経済波及効果をもたらす、市の発展に大きく寄与するものと期待される。</p> <p>また、高度衛生管理型荷捌き所の整備により、市民が求める食の安心・安全を確保するとともに、当該地域を含む本県水産業の一層の発展に寄与することが期待される。</p>			
3. 費用対効果分析結果			
社会的割引率	4.0 %	投資期間	令和元年～令和9年
現在価値化の基準年度	令和5年	施設の耐用年数	基本施設:50年 荷さばき施設:38年
貨幣化による分析結果			
		変更前の分析結果	令和6年4月第2回変更
貨幣化した評価項目		<ul style="list-style-type: none"> 水産生産コスト縮減効果 漁獲物付加価値化の効果 	<ul style="list-style-type: none"> 水産生産コスト縮減効果 漁獲物付加価値化の効果
総便益額B		6,853 百万円	8,780 百万円
総費用額C		3,993 百万円	5,216 百万円
費用便益比率(B/C)		1.72	1.68
参 考	純現在価値:(B-C)	2,860 百万円	3,564 百万円
	内部収益率:(IRR)	6.91 %	7.32 %
4. 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)			
<ul style="list-style-type: none"> 高度衛生管理により輸出促進がなされることで、販路拡大により魚価向上が期待される効果 漁港の係留機能の向上により新たな利用漁船の推進が図られることに伴う、生産量の増加効果 加工場集積ゾーンの設定と利用促進により、出荷体制の効率化が図れることによる効果 泊漁港の荷さばき施設の規模適正化により、跡地の有効活用を推進し漁港内の狭隘性を解消することで、水産物販売機能等の強化が図られ、泊漁港における観光収入等の便益の早期発現による効果 			

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・環境（水質、底質、流況、周辺の海岸地形、漁村の生活環境）等の現況 高度衛生管理型荷さばき施設の運用にあたり、荷さばき施設内で使用する使用水の一部は港内から取水することから、港内水域における水質の悪化を防止する必要がある。漁港における衛生管理基準への適合のため、排水システムの整備により荷さばき施設等からの汚水の流入防止に努める。 ・工事期間の環境への配慮 糸満漁港では海面養殖が行われているため、施工時期については地元漁協及び漁業者との意見交換を行ったうえで決定する。また、工事施工中は、石材投入等による濁りの拡散をおさえるため汚濁防止膜を設置する。さらに、貴重な水生生物が確認された場合、施工区域外に移植するなど、周辺環境にはできる限り配慮を行う。 ・持続可能な水産物の生産体制の構築 本事業では、荷さばき施設の整備において、低燃費型建設機械を使用するとともに、施設内にLEDライトや電動フォークリフトを導入することでCO2排出量の低減に努める。

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関連性	備考
-7.0m岸壁	L=265.2m	本事業の新市場整備に伴い、従前より取締船が係留している岸壁が利用できなくなることから、糸満漁港内に新たに取締船用岸壁を整備する。	水産庁 整備年次： 令和9年度
-7.0m泊地	A=120,000m ²	本事業の新市場整備に伴い、従前より取締船が係留している岸壁が利用できなくなることから、糸満漁港内に新たに取締船用岸壁及びその利用に係る泊地を整備する。	水産庁 整備年次： 令和9年度
燃油補給施設	一式	利用漁船数の増加による燃油使用量の増加に対応する。	事業主体： 沖縄県漁業協同組合連合会 整備年次： 令和8年度
水産物一次加工処理施設（解体施設）	一式	県内外への衛生的な水産物の供給に向け、荷さばき施設に隣接し加工処理施設を設置する。これにより、水揚げから加工まで一貫した衛生管理が可能となり、加工による高付加価値が期待できる。	事業主体： 沖縄県漁業協同組合連合会 整備年次： 令和4年

地域水産物 展示販売施設	一式	魅力ある水産物の販売により来訪者の増加を図り、地域全体の水産業・観光産業の振興及び活性化を図る。	事業主体： 糸満漁業協同組合 整備年次 平成20年
漁港環境整備施設	人工ビーチ一式 植栽・駐車場	海洋レクリエーション機能の充実を図り、総合的な水産業の発展と活性化を図る。	事業主体： 沖縄県 整備年次 平成4年～18年
放置艇収容施設	遊漁船収容 施設一式	海洋レクリエーション機能の充実を図り、総合的な水産業の発展と活性化を図る。	事業主体： 沖縄県、糸満市 整備年次 平成7年～17年

特定漁港漁場整備事業

泊漁港整備変更平面図

漁港番号
5020020

種別
第2種

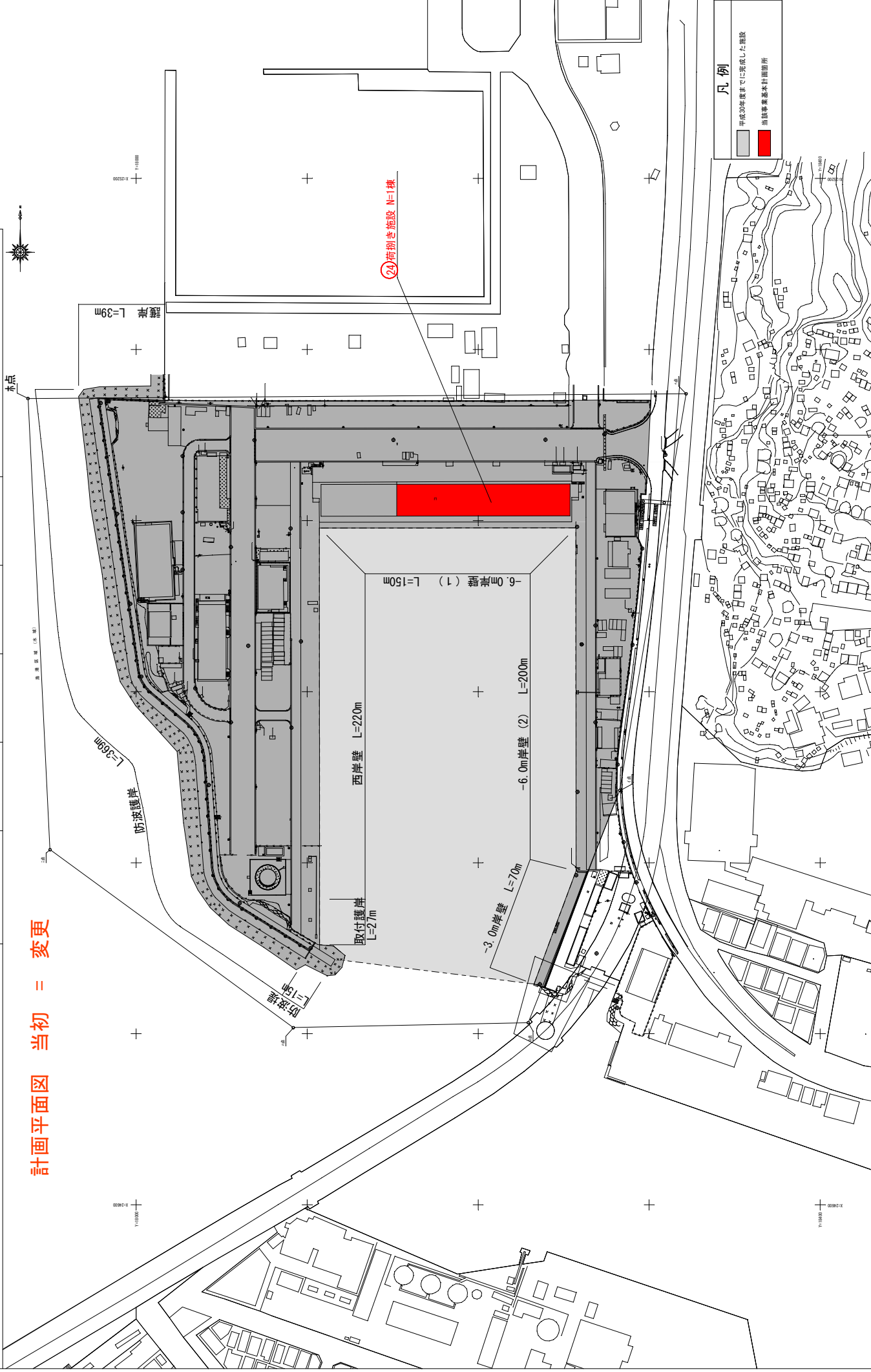
管所
沖繩

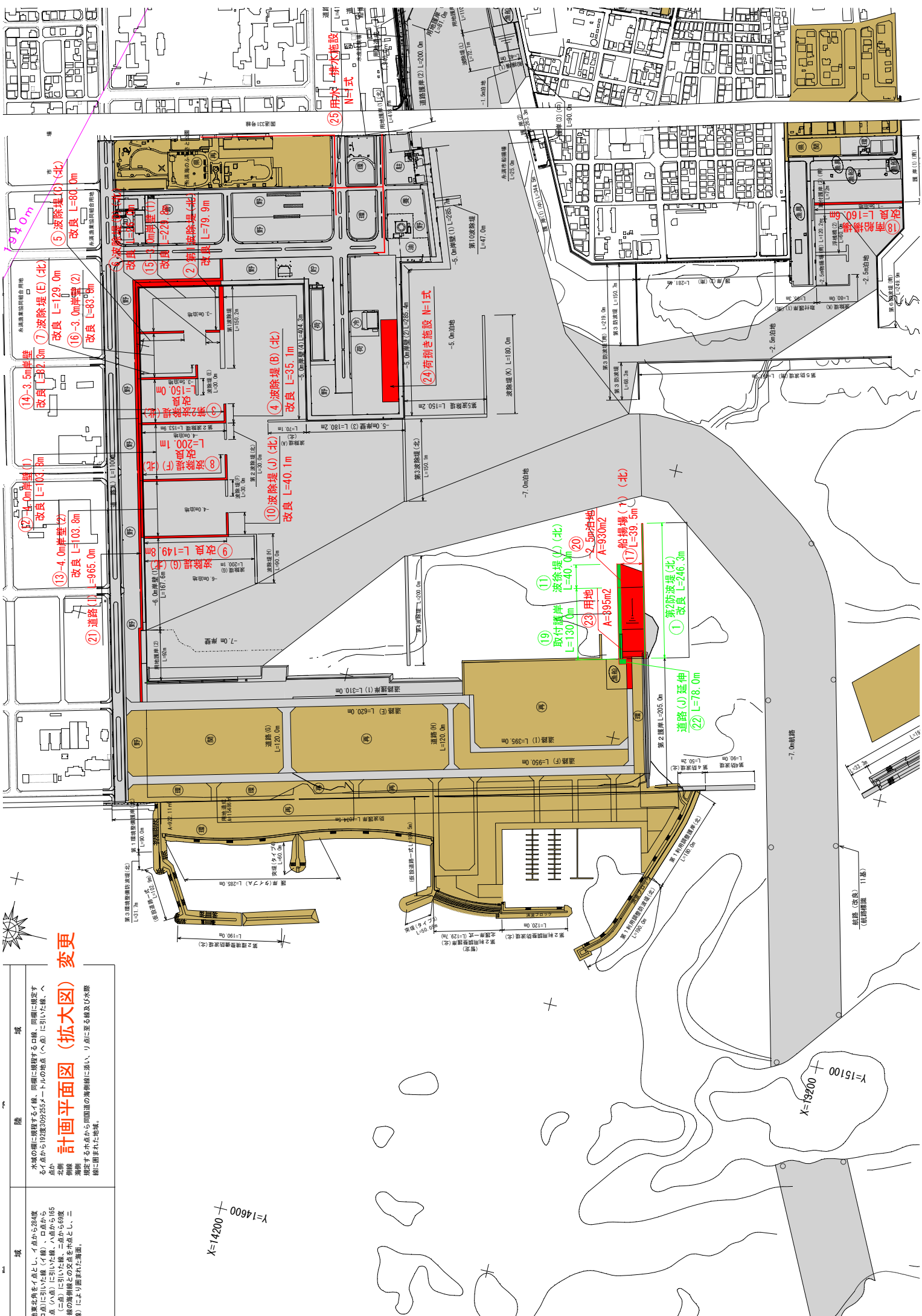
事業主体
県(那覇市)

管理者
沖繩県

施工場所
沖繩県那覇市泊地先

計画平面図 当初 = 変更

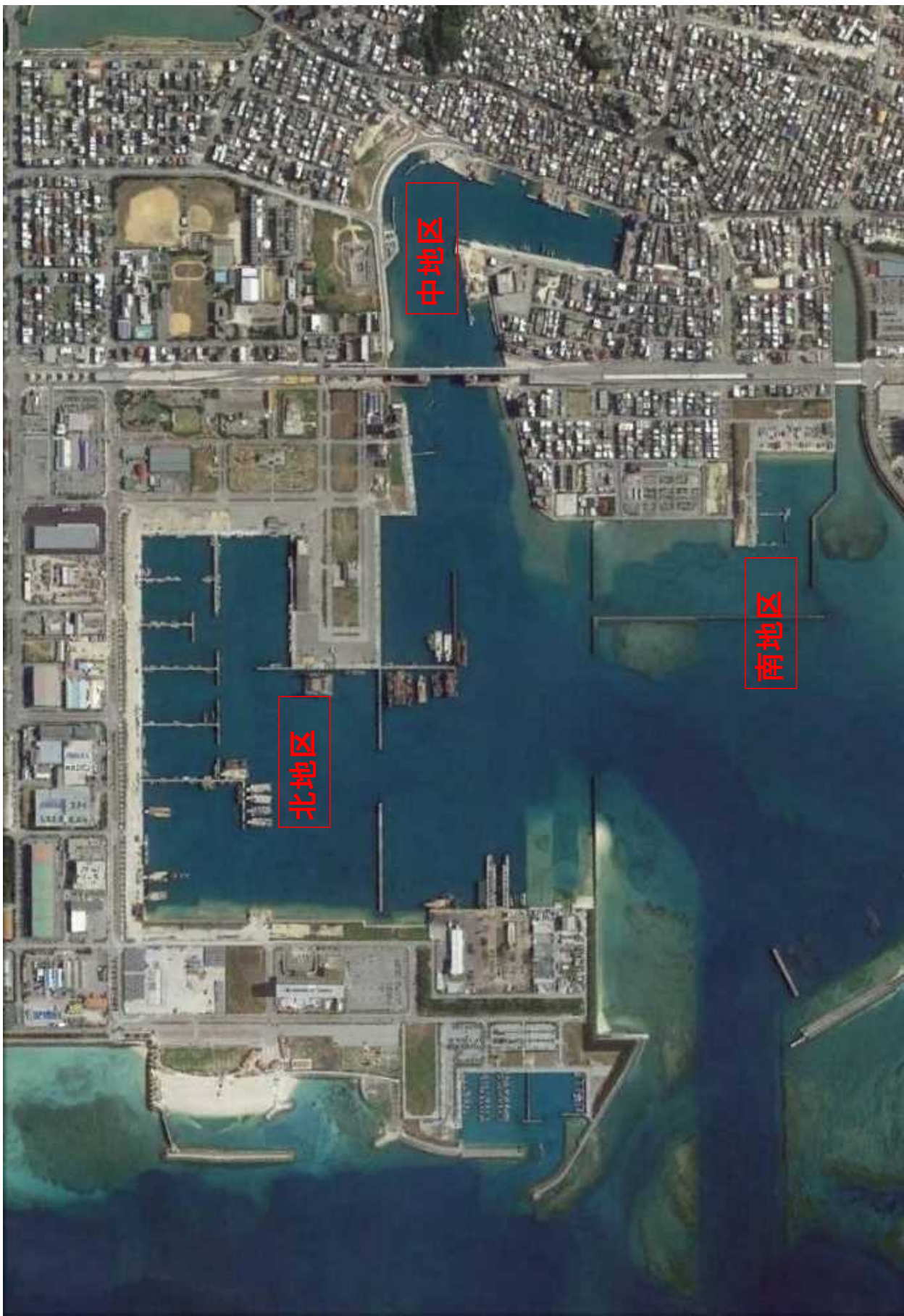




計画平面図 (拡大図) 変更

城	陸
<p>東地東北角を基点とし、イ点から284棟 (口点) に引いた線 (イ線)、口点から165地点 (ハ点) に引いた線、ハ点から165地点 (ニ点) に引いた線、ニ点から6度考案の放射線との交点を中点とし、二重線) により面された領域。</p>	<p>水域の欄に図解するイ線、同欄に図解するイ点から162棟30分55メートルの地点 (ハ点) に引いた線、ハ点から165地点 (ニ点) に引いた線、ニ点から6度考案の放射線との交点を中点とし、二重線) により面された領域。</p>

X=14200
Y=15100



糸満漁港(第3種漁港、沖縄県管理) 平成27年撮影



泊漁港(第2種漁港、沖繩県管理) 平成29年撮影

写

真



台風時における漁船の避難係留状況（波除堤から岸壁側に綱取り）（平成30年9月撮影）



台風時における漁船の避難係留状況（波除堤から岸壁側に綱取り）（平成30年9月撮影）



台風による漁船被害状況（右舷ラブレール破損）（平成30年10月撮影）



台風による漁船被害状況（本体右舷後方側破損）（平成30年10月撮影）



台風による漁船被害状況（右舷ビット破損）（平成30年10月撮影）



休憩岸壁背後に道路が整備されていないため、走行性が悪い状況（平成30年10月撮影）



荷さばき施設全景（泊漁港）（平成31年1月撮影）



支柱のひび割れ



底部分の腐食（コンクリート剥離、鉄筋腐食）

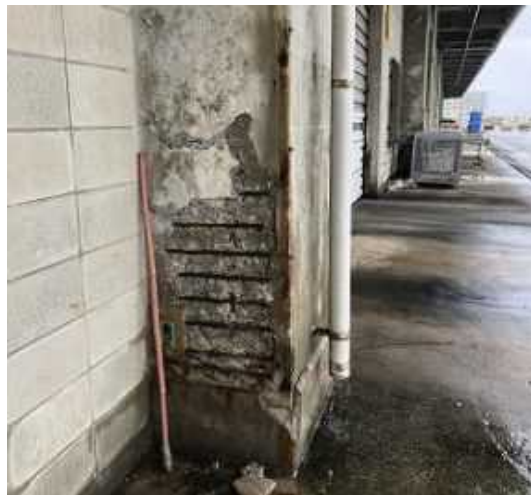
荷さばき施設老朽化状況（泊漁港）（平成31年1月撮影）



陳列した漁獲物（マグロ）の床面直置き状況（平成30年5月撮影）



荷さばき施設全景（糸満漁港）（平成31年1月撮影）



支柱の腐食（コンクリート剥離、鉄筋腐食） 床面のコンクリート剥離
荷さばき施設老朽化状況（糸満漁港）（平成31年1月撮影）



陳列した漁獲物（マグロ）の床面直置き状況（平成31年1月撮影）



既設船揚場干潮時の潮待ち状況（糸満漁港南地区）（令和3年5月撮影）



大型漁船用船揚場の新設箇所状況（糸満漁港北地区）（令和2年4月撮影）



強風や航走波により水域の静穏性が悪化している状況
船揚場(1)(北)整備箇所周辺 (令和5年10月撮影)